

愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて

1 愛知県障害者差別解消推進条例に盛り込む事項（案）

- (1) 条例第四条【県の責務】
国及び地方公共団体の連携協力に係る責務の追加
- (2) 【新設】
障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に定める事項の追加
- (3) 条例第九条第2項【事業者における障害を理由とする差別の禁止】
事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の義務化
- (4) 条例第十条【相談及び紛争の防止等の体制の整備等】
障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制の見直し
- (5) 【新設】
障害を理由とする差別に関する事例等の収集、整理及び提供の強化
- (6) 条例第二条【定義】
障害者の定義の見直し

2 スケジュールについて

基本方針の改定状況を注視しつつ、障害のある方、障害者団体及び経済団体からの意見を十分お聴きしながら進めていく。

なお、愛知県障害者施策審議会にワーキンググループを設置し、9月以降（ワーキンググループ：9月10日、11月29日、2022年2月予定）検討を進めていく。

2021年	7月28日	第1回障害者施策審議会 (法律見直しの報告、ワーキンググループ設置の承認)
	9月10日	第1回ワーキンググループ (ワーキンググループ設置、法律見直しの報告、条例見直しに係るヒアリング)
	10月～11月	障害のある方、障害者団体(13団体)及び経済団体等(12団体)への条例改正概要説明及び意見聴取
	11月29日	第2回ワーキンググループ (条例見直しに係るヒアリング結果、条例見直しの方向性)
	12月24日	第2回障害者施策審議会
2022年	1月	障害のある方、障害者団体及び経済団体等への再意見聴取
	2月	第3回ワーキンググループ
	3月	第3回障害者施策審議会

※ 基本方針の改定案の作成時期が2022年夏頃を予定しているため、条例改正については、2022年9月以降の議会への提案を目指す。